令和 年	月 日安来市長 殿	整理番号	
		フリガナ	
住 所		氏 名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2 (第314条の7) 第2項に規定する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項 (第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例 (以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。
- 1. 当団体に対する寄附に関する事項

	寄附年	月日		寄附金額
令和	年	月	目	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である
 - (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
 - (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による 申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。) の規定の適用を受ける者
 - (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。) を要しない者
- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である □
- (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市区町村もしく は特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

①個人番号確認の書類(必須)

②本人確認の書類(必須)

・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面

↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓

マイナンバー通知カード

ご注意 ください 令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されて いる事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確 認書類としてご利用になれます。

• 個人番号が記載された 住民票

上記いずれかのコピー

- マイナンバーカード(表面) ・運転免許証パスポート
- ・身体障害者手帳(カード型)・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳(カード型)・在留カード ・特別永住者証明書

上記いずれかの顔写真付き書類のコピー

↓顔写真付き書類をお持ちでない場合は↓

- 介護保険被保険者証国民年金手帳
- ·児童扶養手当証書 · 資格確認書 等

上記いずれかの書類のコピー2点

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

の ŋ U 3

(オモテ面に入りきらない書類はこちらに貼り付けてください。)

ワンストップ特例制度とは、寄附先の自治体へ申請書を提出することにより、確定申告をしなくても寄附金 空除が受けられる仕組みです。

ワンストップ特例申請をされる皆様へ

省附金税額控除に係る申告特例申請書

市町村民税 道府県民税

4 年寄附分

各种

ワンストップ特例申請書の記入方法

ただし、ワンストップ特例制度を利用する際は、次の①~③の条件に該当する必要があります

- ①確定申告が不要な給与所得者等であること
- ② 1 年間の寄附先が5 自治体以内であること
- (必着) までに申請されていること ③寄附した翌年の1月10日

添付書類(2種類の書類をご提出ください)

申請書下部の添付書類台紙に貼り付けていただき、入りきらない書類はこの面に貼り付けてください。 申請時の添付書類として、次の①個人番号確認の書類及び②本人確認の書類が必要です

	① 個人番号確認の書類	② 本人確認の書類
マイナンバーカードを お持ちの場合	・マイナンバーカード(裏面)のコピー ・マイナンバーカード(表面)のコピー	・マイナンバーカード(表面)のコピー
マイナンバーカードを お持ちでない場合	次のハずれかのコピー ・マイナンパー通知カードと 住民票 (個人番号なレ可) ・個人番号記載の住民票	次のいずれかの頒写真付き書類のコピー・運転免許証・パスポート・ ・身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・ ・海育手帳・在留カード・特別永住者証明書 ※裏面に住所変更等の記載がある場合は、 両面のコピー ※顔写真材きの公的発行物が無い場合は、 国民年金手帳や資格確認書等の、ばれか 2種類のコピー

ご注意いただきたいこ

- マイナンパー通知カードを個人番号確認書類として提出する場合、「氏名・住所等が一致する住民票」の提出 が必須です。「氏名・住所等が一致する住民票」の提出がない場合、マイナンバー通知カードはマイナンバーの 証明としてご利用できないため、申請は無効です
- ワンストップ特例申請後に確定申告を行った場合、ワンストップ特例申請の効力が無くなります。申請後に確定 申告が必要になった場合は、確定申告において寄附の申告をしてください 0
- 申請書は寄附の回数分提出が必要です。添付書類も同様です (m)
- 申請後にご住所やお名前等の変更が生じた場合は、変更届をご提出ください。変更届出書は安来市ホーム

ページからダウンロードしていただくか、お電話やメールにてご依頼ください。

十五号の五様式(附則第 条の四関係 申由の権側の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当 する場合、それぞれ下の觸の口にチェックをしてください。 年布の椿倒かい。 20000000 知用等に関する **靠空机聚** 合ななばれ 例申請事 101 まれる者をい 12345678901 > > 0,000 平成16年10月1日 今年の寄附先が5自治体以内であることの確認です 寄附年月日、寄附金額をご確認ください。 寄附金受領証明書に記載してあります。 確定申告が不要であることの確認です。 大郎 <u>ご捺印は必要ありません。</u> 令和4年4月1日以降の寄附に対する申請の場合 安米 寄附金額 地方統法財団第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象権附者とは、(1)及び20 います。 ① 地方抵法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象書附者である チェックを入れてください。 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である 個人番号 各無阻器 νú 生年月日 性別の記載は不要となりました。 出 太枠内をすべてご記入ください チェックを入れてください 島根県安来市安来町878番地2 (1) 特別拉除対象等財金を支出する年の年分の所 申告書を提出する義務がない者又は同注第121条 申告の特別の適用を受けるために申等 すなかに該当すら場中には、申中等を あっては、同学に係るものにはる。) 暗好会保盤格案の適用を受けるために 市町村民税・道務県民税の申告権を抵 当団体に対する寄附に関する事項 申告の特例の適用に関する事項 0854-23-3000 裏面を参考に<u>下記①②の書類を</u>] 地方統法附別第7条第25から12月31日の間に申告の4が5以下であると見込まが3 衛附年月 日 上記に記載したA 温楽更価出権を撤出 をなれが支出した地力能が 対象 帯距後という。) につい (以下「申告の特別」という 「個人番号」欄には、あ 法律第2条第5項に規定す # 電話番号 妆 各部 (第1) 出 # **挺** ٠. دع (c)

令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在 に確知カードに記載された氏念、任所などが住民票に記載さ れている事項と一致している場合に限り、適知カードを個人 春号確認書類としてご利用になれます。 ↓マイナンパーカードをお持ちでない場合は↓ マイナンベー通知カード

上記いずれかの<u>顔写真付き書類</u>のコピー

↓顔写真付き書類をお持ちでない場合は↓

・小藤保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・資格確認書 等 上記いずれかの書類のコピー<u>2点</u>

·運転免許証

・マイナンバーカード (表面)

※個人番号のある面

マイナンパーカード(裏面)

①個人番号確認の書類(必須)

・パスポート

②本人確認の書類(必須)

・個人番号が記載された 住民票

上記いずれかのコピー

※発行券の各種保険証は、経過措置期間内(2028年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご 利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。